

差別をなくするために

— その2 —

同和教育資料社会教育編4



鳥取県教育委員会

3

F

※ 学習の手引

- 一、被差別部落住民が自らの手で水平社を結成し、今日まで進めてきた部落解放運動のあゆみから部分的な現象面だけにとらわれることなく、運動のねらいを正しく理解するように努めましょう。
- 二、部落解放運動が、部落差別の解消だけにとどまらず日本の民主化に果たした役割と成果を理解しましょう。
- 三、現在、なお、悪質な差別事象が発生していますが、その事象の要因や背景を明らかにし、正しくとらえて、自分とのかかわりをとおしてみんなでどのように考え、どのように取り組んだらよいか話し合いましょう。
- 四、差別事象にかかわって行われる糾弾は、より多くの人が同和問題の解決のために学習をする場であることについても正しい理解を深めましょう。

IV、同和对策事業はなぜ必要なのでしょう

一、同和对策事業はなぜ必要か

(一) 部落差別の実態

「同和地区だったら好きになれない」、「部落（同和地区）の人とは結婚させたくない」、「やっぱり部落の人は……」などという部落差別の具体例は、今なお県内のあちこちであとを断ちません。人間としてどんなに立派でも、その人が同和地区の出身であるということで、人としての価値を勝手に低く決めつけて、その人が生きていくことを一方的にじやましたり否定しようとするような言動に、あなたは日頃の生活の中で気がきませんか。

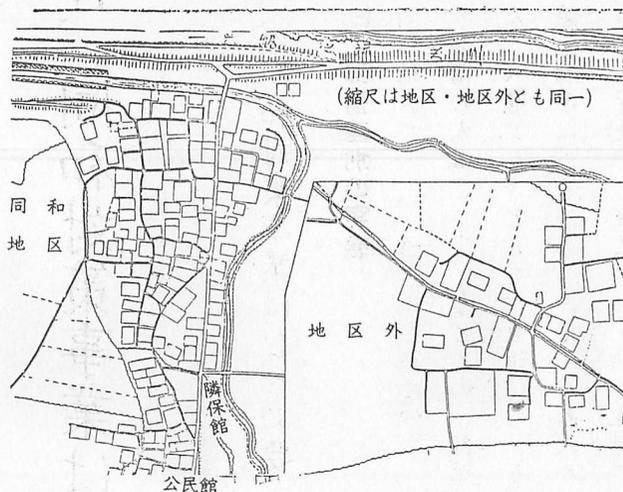
こうした差別の例は、同和地区の生活環境や経済的な面などが長年の部落差別の結果劣悪であるという、いわゆる実態的差別と非常に深い関係があります。なぜ好きになれないか、なぜ結婚させたくないかという理由を深く考えてみると、心理的な面（気持ち）の背景に、さまざまな生

活上の差別のひずみ（実態）が浮び上がることが多いものです。

それでは、こうした実態的な差別の現象の一部をもとに考えてみましょう。

ア、集落の状況

同和地区・地区外の居住地の状況



同和対策審議会答申（以下「答申」という。）の中で、同和地区は河川敷、急傾斜地などの劣悪な地勢的条件にあり、一般の土地利用には不適な土地に位置していると指摘しているように、県内の同和地区も立地条件に恵まれていない場所に多く位置しており、大雨の時など被害を多く受けることがあります。

また、この地図からもわかるように、同和地区は地区外と比べて家屋が密集していて、日常生活のほか、火災・地震などの災害の場合には余計に不利なことが多くありました。

生活保護率の状況

（単位は%で1000に対する比率）

| 調査時期 | 県全体(ア) | 同和地区(イ) | 比較 ⁽¹⁾ (ア) |
|-----------|--------|---------|-----------------------|
| 昭和54.11.1 | 12.3 % | 42.7 % | 3.5 倍 |
| 昭和50.6.1 | 14.1 % | 52.1 % | 3.7 倍 |

イ、生活保護率

この表は、生活保護法により保護を受けている本県の世帯数の状況です。総理府が実施した昭和五十年の全国同和地区調査によると、全国の同和地区の人口千人に対する被保護率は七六・〇%となっており、同和地区においては関係府県平均の六倍強となっています。

県内の場合も、世帯数の上からの生活保護率が全県の三・五倍であることは、同和地区が経済的に生活困窮の状態にあることを示しています。

ウ、就業の状況

次の表は、稼働力人員（一五才～六四才）に対する就業構造等を示すものです。

就業構造

（県下の同和地区）
昭和54.11.1現在

| 割合(%) | 区分 | 就業者 | | 不就業者 その他 |
|-------|------|-------------------|---|-------------|
| | | 稼働力人員 (15～64才) | 計 | |
| 100 | | | | |
| 14.1 | 臨時雇用 | | | |
| 37.2 | 常用 | | | |
| 17.1 | 自家営業 | | | |
| 68.4 | 計 | | | |
| 8.7 | | | | |
| 22.9 | | | | |

同和教育資料社会教育編 4

差別をなくするために——その2——

昭和五十六年三月 六日 編集

昭和五十六年三月三十一日 発行

編集兼
発行者 鳥取県教育委員会

鳥取市東町一丁目二七一番地

TEL (二六) 七五三五番

印刷所 株式会社 矢谷印刷所

鳥取市幸町九六番地

TEL (二三) 七五五一番